

# 改修後mintsの利用に関する大事なお知らせ



## 改修後mints利用上の留意事項

令和7年10月25日、改正民訴法に対応するための新たな機能が、現在稼働中のmintsに実装されます。

もっとも、改正民訴法はまだ施行されていませんので、利用に当たっては、以下の点にご注意ください。



### 改正民訴法施行までの間は、 新規申立て機能を利用することはできません

改修後mintsには新規申立て機能がありますが、その機能に対応する改正民訴法はまだ施行されていません。そのため、改正民訴法施行前に新規申立て機能を利用して書類をアップロードしても、裁判所に対して訴えを提起したものとは取り扱われませんので、ご注意ください（裁判所からメールや電話により特段の連絡等をすることも予定していません。）

The screenshot shows the mints homepage with a sidebar on the left and a main content area on the right. The sidebar has links for 'New Filing List', 'Case Number Input', 'Invitation Key Input', 'Case Access Key Input', and 'Account Setting'. The main content area has sections for 'Important Information' and 'New Arrivals'. The 'New Filing List' link is highlighted with a red box.

改修後mintsのトップページ中、左のサイドバーに「新規申立て一覧」があります（赤枠で囲った部分）。

こちらから新規申立て画面に遷移することができますが、改正法の施行前には使わない機能ですので、**赤枠で囲ったリンクはクリックしないでください。**



### 当事者宛ての通知メールにはシステム送達の通知文言が記載されますが、改正民訴法施行までの間は、システム送達の効力は生じません

mintsのシステム上、裁判所がファイルをアップロードした際には、当事者に通知メールが発信されます。改正法施行を見据えて、その際の通知文言がシステム送達に対応したものとなります。改正法施行前はシステム送達に関する規定の適用はありませんので、ご留意ください。

改修後mintsにおける通知メールの内容です。

改正民訴法に基づくシステム送達である旨の記載がありますが、施行前は改正法の適用がないので、**この記載にかかわらず、別途、書面により送達することになります。**

本メールは、民事裁判書類電子提出システム（mints）からの自動送信メールです。□  
□ (署名) {氏名} ▲様□  
□ (裁判所名) {事件番号} ▲に関するお知らせです。□  
□ 裁判所がシステムにアップロードした以下のファイルについて、あなたが、閲覧・ダウンロードが可能となりましたので、お知らせします。□  
□ ファイル名 {ファイル名} □  
□ mintsにサインインして、ファイルの内容を確認してください。□  
□ なお、本メールは、民事訴訟法第109条の2第1項本文に基づき、当該送達対象ファイルにつき、システムによる送達を行うための通知として送信するものとなります。□  
□ あなたが当該送達対象ファイルの閲覧・ダウンロードをしなくても、民事訴訟法第109条の3第1項第3号により、本メールの送信日から1週間を経過した時に、当該ファイルにつき、電磁的記録の送達の効力が生じることになりますので、ご注意ください。□

# 改修後mintsの利用に関する大事なお知らせ

改修後mintsの新機能が実装される令和7年10月25日  
よりも前に（10月24日までに）次の点をご確認ください



**mintsアカウントに登録された住所を、  
「自宅住所」ではなく「事務所住所」  
に変更してください**

新規申立て機能には、当事者情報を入力する際に入力者のアカウント情報を呼び出す機能がありますので、ご自身のアカウント情報として自宅住所を登録していると、呼び出した住所を手動で変更する必要が生じてしまいます。また、氏名についても、「漢字+ひらがな+カタカナ」といった表記で登録している方がいらっしゃるようですが、訴状に記載すべき氏名に変更する必要が生じてしまいます。

登録された氏名や住所は、10月24日までは、ご自身で変更することができますが、10月25日以降は、裁判所のウェブサイト上のフォームから変更申請する必要がありますので、お早めの変更をご検討ください。



**補助者ユーザのアカウント氏名を  
氏「補助者〇〇〇〇」、名「弁護士××××」  
に変更してください**

補助者ユーザは、親ユーザに紐づいた特別なアカウントであり、これを表すために、氏名欄の表記について特別な入力ルールが定められていますので、そのルールに従った氏名に変更してください。入力ルール違反が判明した場合、当該補助者ユーザの使用を差し止める可能性もありますので、ご注意ください。

登録された氏名は、10月24日までは、ご自身で変更することができますが、10月25日以降は、裁判所のウェブサイト上のフォームから変更申請する必要がありますので、お早めの変更をお願いいたします。

**令和7年10月25日以降に  
登録番号（会員番号）をご入力ください**

**令和7年10月25日よりも前にmintsに登録した方（一斉登録した方も含む。）は、同日以降、mintsの自分のアカウント情報に登録番号（会員番号）を入力してください**

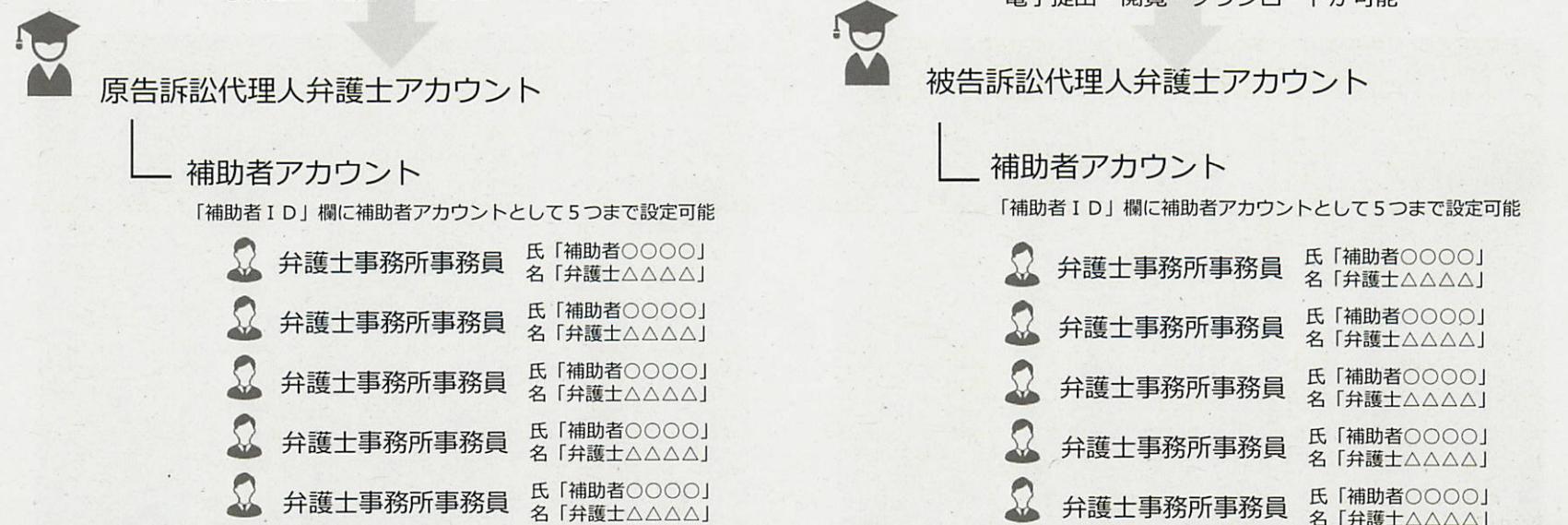
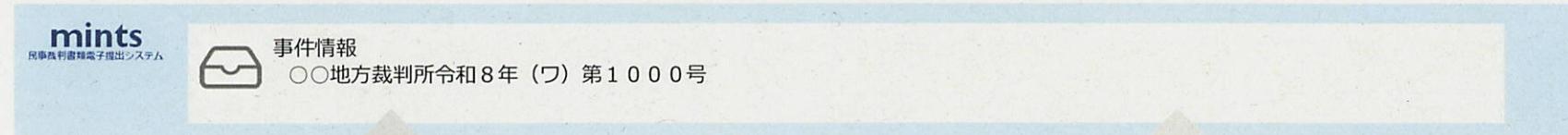
改修後mintsには、アカウント情報として、弁護士や司法書士の登録番号（会員番号）を入力する欄が新設されます。同番号を入力しないままで1年間mintsにログインしないと、ご自身のアカウントが自動削除されてしまいますので、10月25日以降、お早めに登録番号（会員番号）を入力してください。

なお、アカウント設定画面で「士業者登録番号」欄にマウスカーソルを合わせると、入力ルールが表示されます。入力する際は、その入力ルールに従ってください。

## 補助者アカウントの位置付け

識別符号規則 1 条 3 項に基づき付与されたアカウントではないものと整理（代理人等にとってのいわゆる便利機能）

→ 本人確認は不要だが、識別符号規則に基づき付与されたアカウントとの区別のため、登録に当たっては、  
**必ず、氏「補助者〇〇〇〇」、名「弁護士△△△△」と名称を付ける必要**



### 補助者アカウントの利用に係る留意事項

○親アカウントの代わりに電子提出や電子的訴訟記録の閲覧等が可能（補助者アカウントで、mints上のファイルを閲覧・ダウンロードした段階でシステム送達の効力が発生）

なお、mints上、補助者アカウントの挙動はすべて、親アカウントの挙動として表示される（mintsの表示上、補助者アカウントの挙動かどうかの判別はつかない。）

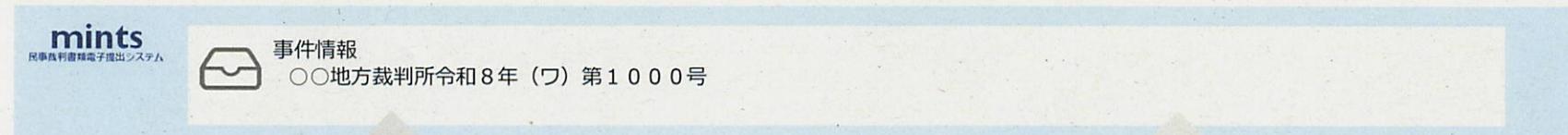
○1 つの補助者アカウントを複数の親アカウントに設定することはできない（他方で、事務員が複数の補助者アカウントを取得することで（最大 5 つ【P】まで）、複数の親ユーザの補助者として設定可能）

○補助者アカウントの作成に当たっては、弁護士からの申請（事務員のメールアドレスの提供）により、裁判所から、当該メールアドレスに招待メールを送信し、事務員において登録してもらうことを予定

## 補助者アカウントの位置付け

識別符号規則 1 条 3 項に基づき付与されたアカウントではないものと整理（代理人等にとってのいわゆる便利機能）

→ 本人確認は不要だが、識別符号規則に基づき付与されたアカウントとの区別のため、登録に当たっては、  
**必ず、氏「補助者〇〇〇〇」、名「弁護士△△△△」と名称を付ける必要**



原告訴訟代理人弁護士アカウント

### 補助者アカウント

「補助者 ID」欄に補助者アカウントとして 5 つまで設定可能



- 弁護士事務所事務員 氏「補助者〇〇〇〇」  
名「弁護士△△△△」



被告訴訟代理人弁護士アカウント

### 補助者アカウント

「補助者 ID」欄に補助者アカウントとして 5 つまで設定可能



- 弁護士事務所事務員 氏「補助者〇〇〇〇」  
名「弁護士△△△△」

### 補助者アカウントの利用に係る留意事項

○親アカウントの代わりに電子提出や電子的訴訟記録の閲覧等が可能（補助者アカウントで、mints上のファイルを閲覧・ダウンロードした段階でシステム送達の効力が発生）

なお、mints上、補助者アカウントの挙動はすべて、親アカウントの挙動として表示される（mintsの表示上、補助者アカウントの挙動かどうかの判別はつかない。）

○1つの補助者アカウントを複数の親アカウントに設定することはできない（他方で、事務員が複数の補助者アカウントを取得することで（現時点で最大 5 つを想定）、複数の親ユーザの補助者として設定可能）補助者アカウントの作成に当たっては、弁護士からの申請（事務員のメールアドレスの提供）により、裁判所から、当該メールアドレスに招待メールを送信し、事務員において登録してもらうことを予定